大学院の長期履修制度について

佐賀大学大学院農学研究科では、職業を有している等の事情で、標準修業年限(2年間) 内で修了することが困難な方のために、長期履修制度を設けています。

長期履修制度を利用すれば、2年間分の授業料で、最長4年間の長期に渡り修学することが可能です。

長期履修制度を希望される方は、以下の申請資格、申請手続等を確認し、指導教員ともよ く相談のうえ、申請ください。

◆申請資格

長期履修制度を希望することができる者は、農学研究科に入学する者又は農学研究科の 在学生のうち入学後 1 年未満の者で、次のいずれかに該当し、標準修業年限内での修学が 困難な者とします。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他研究科長が相当の事由があると認めた者

◆申請手続

長期履修制度を希望する者は、次に掲げる書類を入学手続き時等にご提出ください。

- (1) 長期履修学生申請書(別紙様式1)
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類(職業を有する者に限る。)

◆申請期間

- (1) 入学予定者 入学手続期間
- (2) 1年次在学生 4月入学者は、1年次の2月末日まで、10月入学者は、1年次の8月末日まで

◆注意事項

- (1) 長期履修制度を希望する方は、授業料を納入しないようにご注意ください。納入方法については、後日連絡いたします。入学後に申請される場合は、申請時期によって通常の授業料が発生しますので、別途ご相談ください。
- (2) 長期履修制度であっても定められた在学年限を超えて修業することはできません。 修士課程の在学年限は4年です。
- (3) 長期履修制度の取り下げを希望する場合は、別途ご相談ください。

佐賀大学大学院農学研究科長 殿

佐賀大学		究科修士課程 物資源科学専攻
入学年度		年度
受験番号	(学籍番号)	
-		
氏 名		印

長期履修学生申請書

標記のことについて, 下記のとおり申請します。

記

長期	a在学期間	令和	年	月	日 ~	令和	年	月	日
申請	理由								
者	職 送業を有する ・ に限る。) 活計画								
*	長期在学期間は	,大学院学	华則第 10	条に定め	る在学	年限を超え	ることがて	ごきない。	